

企画競争説明書

業務名称：パナマ国メトロ3号線沿線TOD計画策定能力強化プロジェクト

調達管理番号：23a00279

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年12月13日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年12月13日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パナマ国メトロ3号線沿線TOD計画策定能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年3月 ～ 2028年2月

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の10%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Morita.Akane@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年12月19日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年12月20日 12時
3	質問への回答	2023年12月25日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年1月18日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年2月5日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「パナマ国首都圏公共交通指向型開発計画実施プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00700）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

1.1. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

➤

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項	提案を求める背景
1	本プロジェクトで想定する地	第3条2(4)	弊機構が懸念する事

	籍調査により収集すべき情報とその調査手法		項であるため。
2	実施機関の公共交通指向型開発（TOD）への理解促進およびTODの実現に効果的な活動内容	第3条2（6）	弊機構が懸念する事項であるため。
3	本邦研修、第三国研修、現地セミナーの具体的な内容	第3条2（7） 第4条2（2）	実施機関との継続検討事項であるため。
4	交通調査を合理的に実施する方法論	第6条	弊機構が懸念する事項であるため。
5	パナマの実情を踏まえたTOD計画の内容 ¹	第3条2（2） 第4条2（1）① 活動1-1,1-10	実施機関との継続検討事項であるため。
6	TOD計画をパーシャルプラン改定時に円滑に反映させるための効果的な活動内容	第4条2（1）② 活動2-2	実施機関との継続検討事項であるため。
7	TOD調整委員会の具体的な協議体制・方針および想定する民間ステークホルダーからの参加者 ²	第4条2（1）③ 活動3-1	実施機関との継続検討事項であるため。

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。

¹ 本プロジェクトで作成する2つのモデル駅周辺のTOD計画に記載すべき内容について提案を求める。具体的には、交通結節点、歩道・道路、不動産開発および民間開発等の事業が想定される。

² 民間ステークホルダーの参加はプロジェクト開始後に検討し、適切なタイミングで巻き込むこととしているが、現段階で想定する民間ステークホルダー（適切性や理由の説明を含む）の提案を求める。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）実施体制及び関係機関の調整

本プロジェクトは、実施機関であるメトロ公社（MPSA）および住宅都市整備省（MIVIOT）の両組織が等しく重要な実施組織であることを踏まえ、両組織からプロジェクトダイレクターとプロジェクトマネージャーを充てる。成果1と成果3についてはメトロ公社を主たるカウンターパートとし、成果2については住宅都市整備省を主たるカウンターパートとする。

パナマにおける都市・地域計画の策定主体および承認者は住宅都市整備省であり、成果2の達成に同省の参加が必要となることから詳細計画策定調査の段階で同省を実施機関に加えたという経緯がある。同省の本プロジェクトに対するオーナーシップは現時点では相対的にメトロ公社ほど高くなく、これを高めていくことが必要である点に留意しつつ、両実施機関が常に同等の立ち位置で本プロジェクトに参加し、情報共有に偏りのないようバランス良く関ることに十分配慮する

必要がある。特に、制度所管省庁であり、特定地区計画（パーシャルプラン）の承認者である同省の立場を尊重しながら本プロジェクトを進めることが求められる。

本プロジェクトの実施担当部署となるメトロ公社計画局は、局長を含め4人しか人員がない。そのため、計画局職員は、基本的な計画の方向性を提示しつつ、TOD計画の策定業務をコンサルタントに外注し、これを監督し、併せて関係機関との調整を行うことを任務としている。本プロジェクトを通じて、将来的に他の駅を対象としたTOD計画の策定する際にこれら職員としての任務を適切に実施できるよう技術移転を図ることを目指す。

（2） TOD計画の位置づけ及び対象とするTODの範囲

本プロジェクトで取り扱うTOD計画は、駅周辺地区（駅を中心とする概ね半径数百メートルの区域）において、TODに必要な不可欠である当該区域の交通結節点、歩道・道路等の公共施設、民間事業者の商業、住宅開発等の方向性を提示するモデル開発プランおよびモデル開発プランを誘導するための都市計画規制および開発手法等を提案するものであり、関係行政機関、土地所有者および民間ディベロッパーが行う開発の指針となる計画である。

パナマの都市計画システムでは、市域の比較的広域の一部区域を計画対象域とする特定地区計画（パーシャルプラン）及び地区整備計画（EOT: Esquema de Ordenamiento Territorial）と呼ばれる各土地所有者の保有地を対象とした開発計画は存在するが、その中間的な地区レベルの計画階層が存在しないため、モデル駅の周辺の地区をTODエリアに設定し、それを計画対象域とする狭域のパーシャルプランというステータスをTOD計画に付与する。将来的にメトロ3号線沿線のパーシャルプランが改訂される際に、TOD計画はそれに取り込まれることを想定している。

モデル駅は、「パナマ首都圏都市交通3号線事業公共交通指向型開発にかかる情報収集・確認調査」においてコンセプトプランが作成された、メトロ3号線のVista Alegre駅とNuevo Chorrillo駅で、いずれも地域の中で交通面の拠点性がある地区である。対象範囲、対象施設、計画の詳細度（図面縮尺等）などのTOD計画のスコープ詳細は、本プロジェクト期間中に更に検討を進める。なお、パーシャルプラン、EOTについては、本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書に説明があるのでそれを参照する。

（3） TOD計画に止まらない広域の視点

周辺地区のTOD計画を立案するモデル駅としてNuevo Chorrillo駅とVista Alegre駅を選択しているが、TOD計画に規定する交通施設計画や集積すべき商業機能等を検討する上では、市域全体の宅地開発等の状況、CABEIと韓国政府が実施予定の「西パナマ県における公共交通システムの統合化プロジェクト」の調査も含めた交通網に関する将来展望を踏まえ検討を行う必要がある。更に、活動2-2を検討する上で、アライハン市全域を含めた広域的な視点をもって、将来のメトロ3号線沿線地域の開発の方向性を考え、これとの整合性を意識したTOD計画を立案するよう留意する。

また、駅からの効率的なフィーダー交通システム構築、自然環境の保全等の観

点でアライハン市はコンパクトな都市構造を目指すことが必要とされるところ、適切に開発をコントロールしコンパクトシティを目指すことの重要性を研修、セミナーその他の機会を通じて関係者に周知するとともに、後述する活動 1-11 にて作成するハンドブックにも関連する方針、施策を盛り込むよう留意する。

なお、TOD 計画作成に、DX 技術を活用した事例³も他国で報告されている。メトロ 3 号線沿線域は、宅地開発が活発に展開されていることと、また、コンパクトな都市構造を目指す観点からも長期的に広範な沿線域の土地利用状況をモニタリングしていく必要があると考えられることから、かかる観点での DX 活用（例：衛星画像を活用したモニタリング、開発許可のデータベース化等）の可能性についても助言する。

（４） 地籍調査の取り扱いについて

本プロジェクトでは、測量が必要となる詳細な地籍調査は想定しておらず、土地所有者の特定および所有者の開発にかかる意見を収集し、TOD 計画策定に反映することを想定する。すなわち、各 TOD 計画案に基づく地籍等の用地権利状況調査が必要となる。同情報は基本的に国家土地管理局（ANATI）が管理しているが、100%の情報はなく、また既存の地籍地図情報と現況が一致しない、あるいは所有者が複数確認されることが予測されるため、不要な社会的な動揺等が起きないよう慎重に調査を実施する必要がある。

（５） 実施中の円借款事業との連携

JICA は、「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」を通じ、首都圏西部地域とパナマ市中心部をつなぐモノレール方式の都市交通システムであるメトロ 3 号線の着工を進めている。本プロジェクト実施に当たっては、円借款の実施機関であるメトロ公社および円借款のコンサルタントチームとも連携し、活動に重複がないよう配慮する。

（６） TOD への理解促進および TOD の実現に向けた工夫

メトロ公社および住宅都市整備省の関係者が TOD の必要性、内容、計画プロセス、関係機関の役割に対して有する認識に相違がある可能性がある。特に、実施機関および関係機関のトップ及び幹部が TOD の重要性を理解した上で、本プロジェクトを円滑に実施することは、将来的な TOD 実施促進に繋がる。そのため、実施機関および関係機関間でパナマの実状に合った TOD 実現までのイメージを統一させる必要がある⁴。そこで、できる限り高い職位の者を参加させる形で、本邦研修や国別研修をプロジェクトの早い段階で実施し、他国の TOD の事例を実際に見た上で、パナマの TOD の在り方に関する認識を研修参加者で議論、共有することを目指す。

（７） 研修および現地セミナーについて

³ DX技術を活用したTOD推進にかかる取り組み事例：

https://www.jica.go.jp/about/dx/jicadx/dxlab/project/detail_4/

⁴ 第3章2(4)2)に示す「パナマ国 首都圏都市交通3号線事業公共交通指向型開発(TOD)にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート(2022年2月)」等の資料を活用すること。

本プロジェクトでは、本邦研修、中南米地域での第三国研修、専門家を招いた現地セミナーを実施する⁵。具体的な参加者や参加人数等の詳細は、プロジェクト開始後に検討することで実施機関と合意している。

(8) 環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、環境カテゴリ B に指定されている。本プロジェクトで策定支援する TOD 計画は多くの要素事業で構成されること、EIA は個別要素事業単位で事業者が行うべきであることを踏まえると TOD 計画策定時より代替案を複数作成し環境等への影響も踏まえ、利害関係者の意見も聴取しつつ総合的に妥当な代替案を評価・選択する戦略的環境影響評価 (SEA: Strategic Environmental Assessment) を行うことが妥当と考えられる。パナマでは SEA の事例はないものの、メトロ公社、住宅都市整備省ともに、良好な TOD 計画を策定する上で計画策定段階に SEA のプロセスを取り込むことに前向きである。

(9) 政権交代の影響について

本プロジェクトの開始予定時期の直後である 2024 年 5 月 5 日に次期選挙 (大統領、国会議員、首長等) が行われ、同年 7 月 1 日に全ての当選者が就任予定である。この選挙によりプロジェクトダイレクターであるメトロ公社総裁および住宅都市整備省副大臣が交代する可能性があり、本プロジェクトに対する支持や関心度が変わる可能性もある。そのため、次期選挙までに第一回 JCC を開始して速やかにプロジェクトを軌道に乗せること目指す。

(10) 国内支援委員会

本プロジェクトでは、既に設置されている TOD 国内支援委員会において適宜プロジェクトの報告および相談を行い、日本国内の有識者から助言を得る予定である。同委員会は、2名の幹事及び13名の支援委員によって構成され、国土交通省関係部署および(独)UR都市機構もオブザーバーとして参加している。報告の時期および内容はプロジェクト開始後に発注者と協議の上決定する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

⁵ 本邦研修、第三国研修、現地セミナーの具体的な内容および実施の方法論 (含む第三国研修の候補国) についてプロポーザルにて提案すること。

① 成果 1 に関わる活動

活動 1-1：モデル駅における TOD 計画策定のための既存情報を整理する

- モデル駅（Vista Alegre 駅、Nuevo Chorrillo 駅）の交通結節点、歩道、道路整備、不動産開発等の TOD 計画策定に必要な既存情報を整理し、計画区域、計画区域内に整備を想定する施設、計画の詳細度（図面縮尺等）、都市計画規制などの TOD 計画の内容を検討する。
- アライハン市全域の土地利用、不動産開発および都市交通の現況と課題を把握し、現在策定中のメトロ 3 号線沿線の特定地区計画（パーシャルプラン）の基本的な思想を整理する。モデル駅の TOD 計画は、同特定地区計画（パーシャルプラン）の改定時に組み込まれる予定のため、この基本的な思想と整合するよう作成される必要がある。

活動 1-2：TOD 促進の障害要因を整理する

- 本プロジェクトの詳細計画策定調査にて、TOD 促進の課題は、①3 号線沿線の道路整備・都市開発の現況（虫食い状の住宅開発）、②対象地における上位計画の不在、③複数の行政機関による都市計画・インフラ整備計画の連動性の不足が特定されている。その他の阻害要因についても関係機関から十分な情報収集を行い、課題を抽出し、情報を整理する。

活動 1-3：モデル駅周辺地域の地籍情報を収集する

- 第 3 条 2（4）に記載の通り、モデル駅の TOD 計画の内容を踏まえ、文献調査で行い得る範囲で、各計画施設が位置する用地の所有等の権利保有状況の概況調査を行う。測量が必要となる詳細な地籍調査は想定しておらず、土地所有者を概ね特定するとともに、通常行い得る範囲のアンケート調査ないし訪問調査により、所有者（または占有者）の開発にかかる意見を収集することを想定する。

活動 1-4：パナマにおける環境管理や環境影響評価の制度や要件を整理する

- 詳細計画策定調査で収集したパナマの環境社会配慮に関連する情報を踏まえ、実施機関の該当部署（メトロ公社環境ユニット、住宅土地整備省環境部）および関係機関である環境省とも連携しながら、パナマにおける環境管理や環境影響評価の制度及び要件を整理する。

活動 1-5：TOD 計画に求められるパナマ側が求める環境手続き（SEA 等）を実施する

- メトロ公社及び住宅都市整備省は、本プロジェクトで環境および社会的合意形成手続きの実施能力等の強化を行うことに興味を示している。そのため、本活動では、両組織と共に TOD 計画策定に対する SEA の実施及び手続き等の能力強化を行い、計画が事業段階となった際の EIA 実施時に適切な SEA と EIA の階層性を理解してもらう。
- 本活動で実施する環境手続きは、JICA 側要件（環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月））およびパナマ国側要件（行政令第 4 号（2017 年 2 月 1 日））を適応する。詳しくは、詳細計画策定調査報告書の第 7 章を参照する。
- SEA 実施にあたり、環境省に事前に相談をすることを同省から求められているため、環境省への事前相談および適切なタイミングで巻き込むことも留意する。

活動 1-6：土地利用、ゾーニング、施設建設等にかかる法制の情報整理を行なう

- TOD 計画に必要なとなるパナマの土地利用、ゾーニング、施設建設等の法制度について、情報を整理する。特に、日本とパナマでは TOD や都市計画に関する基本概念や法制度が異なることに留意し、パナマの実状に合った TOD 計画となるように情報を整理する。

活動 1-7：特定地区計画（パーシャルプラン）に基づき、モデル駅周辺の土地開発ポテンシャルおよび土地利用管理にかかる各種数値（容積率等）を分析する

- 既存のメトロ 1 号線および 2 号線のパーシャルプランも参考にしながら、モデル駅周辺の実状に合った都市計画規制値について検討する。

活動 1-8：モデル駅のアクセス道路・歩道整備の需要を分析し、必要な幅員構成を検討・確定する

- メトロ 3 号線の大部分が通るパン・アメリカン道路沿いおよびパン・アメリカン道路南北のアクセス道路には十分な歩行環境が整備されていない。この背景には、都市計画、道路計画がそれぞれ別々の組織で連携が行われないまま計画されている実態がある。具体的には、原則、都市計画は地方自治体と住宅都市整備省が管轄し、公共事業省（MOP）が道路の整備計画および事業実施を管轄し、地方自治体が担当する道路整備事業は歩道の整備に限られている。そのため、本活動では、関係機関である MOP およびアライハン市と連携しながら検討を進めることに留意する。
- 実施中の円借款事業のスコープにパーク＆ライドが含まれているため、円借款事業の実施機関であるメトロ公社の担当部署および関係者とも情報共有をしながら、円借款事業との齟齬が無いように進める。

活動 1-9：モデル駅周辺地域の公共施設整備のための概算費用（用地補償費、工事費等）を算出する

活動 1-10：上記を踏まえ、TOD 計画を策定する

- 現在のパナマの都市計画システムでは、駅周辺での行政による整備事業を担保する計画の受け皿がないことが課題である。そのため、本プロジェクトでは、モデル駅周辺を「特定地区」として TOD エリアを設定し、モデル駅周辺の TOD を推進するために実施されるべき事業を計画することを予定している。交通結節点、歩道・道路、不動産開発および民間開発等の事業などを計画することが想定される。
- 先述の通り、本プロジェクトで策定する TOD 計画は、将来的にメトロ 3 号線沿線のパーシャルプランに組み込むことを予定しているため、同パーシャルプランが目指すものと相違の無い内容にする点に留意する。

活動 1-11：TOD 計画策定にかかるハンドブックを作成する

- パナマでは、日本の都市計画概念上の「地区計画」「地区整備計画（土地区画整理事業計画、都市再生計画等）」にあたる計画が存在しないため、本プロジェクトでモデル駅を対象にした TOD 計画の策定にかかるプロセスは、パナマにとって初めての取り組みとなる。そのため、本プロジェクトを通じて蓄積された TOD 計画策定のプロセスおよび教訓をハンドブックに残すことで、今後もパナマの実状に合わせて TOD の促進が出来るようになるようにする。

② 成果2に関わる活動

活動 2-1：都市計画法制度上における TOD 計画の解釈事例を確認する。

- パナマの土地利用計画法（2006 年法律第 6 号）に定められている都市・地域計画には、日本の都市計画概念上の「地区計画」「地区整備計画（土地区画整理事業、都市再生計画等）」は存在しないが、メトロ 1 号線および 2 号線には TOD に類似の開発が行われている駅が複数ある（San Miguelito 駅、Nuevo Tocumen 駅、24 de Diciembre 駅、Cerro Vinto 駅）。それらの開発事例を参考に、パナマの都市計画法制度上でどのように TOD が解釈されているのか確認する。

活動 2-2：TOD 計画をパーシャルプラン等に位置付けるために必要なプロセスや方法を検討する

- 両実施機関ともに TOD を導入した経験がないため、その計画策定や実施にかかる方策、プロセスにおいて知見が不足している。そのため、TOD 計画にかかる法規制を含めた各種制度について、日本や他国の事例を踏まえながらパナマの実情に即した体制整備を検討する。

活動 2-3：必要なプロセス、必要書類や具備すべき計画コンテンツを規定し、他事例にも適用可能となる制度案を策定する

- TOD 計画をパーシャルプラン等の上位計画に位置付ける過程において必要となるプロセス、必要書類、計画内容について検討および規定し、TOD 計画の法的位置づけを明確化する。

活動 2-4：上記 2-3 の結果を、他事例にも適用可能な制度として公式化する/提案する

- パナマにおいて TOD が促進される環境をつくるため、本プロジェクト以外の事例にも適用可能な制度として公式化する。住宅都市整備省と十分な協議を行い、公式化が難しければ、提案までにとどめる。

活動 2-5：パーシャルプラン改訂版に TOD 計画を反映するためのアクションプランを策定する

- パーシャルプランの改定は 5 年単位であり、メトロ 3 号線沿線のパーシャルプランは現在発行手続き中のため、次期改訂のタイミングはプロジェクト終了後になる可能性が高い。そのため、実際に TOD 計画をパーシャルプラン改訂版に反映するためのプロセスをアクションプランとして策定し、プロジェクト終了後も住宅都市整備省が円滑に TOD 計画を反映できる体制を整える。

活動 2-6：その他 TOD 計画の実施に向けて、必要な施策または実施手法について検討する

③ 成果3に関わる活動

活動 3-1：TOD 計画策定/実施促進に向けて、関係機関による TOD 調整委員会を設置する

- 本プロジェクトでは TOD 調整委員会を設置し、メトロ公社がリードすることで、関係機関との調整能力を強化し、委員会の構成は実施機関、関係機関、関連する民間ステークホルダーを想定している。本委員会への参加について、実施機関および関係機関からは同意を得ている。関連する民間ステークホル

ダーは、プロジェクト開始後に検討し、適切なタイミングで巻き込むこととしている。

- TOD 調整委員会を通じて TOD 計画の策定過程で関係機関からインプットをもらい、関係機関間でのコンセンサスを得ながら TOD 計画策定を進める。
- TOD 調整委員会を活用して、民間企業（例えばデベロッパー等）が TOD 事業に参加しやすい環境を整える支援をする。メトロ公社は民間事業者とのコミュニケーションを重視しているが、商業地および住宅地開発の担い手は民間事業者であり、これら事業者とのコミュニケーションを図り、民間事業者が商業的に実施可能でありかつ将来のコンパクトな都市構造の実現に寄与する開発を進めていく必要がある。仮にモデル的な開発案が民間セクターにより形成される場合は、そうしたモデルの広報活動についても TOD 調整協議会で議論をしていく必要がある。

活動 3-2：TOD 計画策定/実施促進にあたっての各関係機関の役割および課題を整理する

- 詳細計画策定調査時に、都市計画及びインフラ整備計画の連動性の不足が既に課題として確認されているため、その原因となり得る各関係機関の役割、所掌、責任にかかる情報を整理し、TOD 計画策定・実施促進のプロセスで留意すべき課題を整理する。

活動 3-3：各関係機関の業務円滑化に有効な法規制の変更や細則の追加を検討する

- TOD 計画策定および実施促進にあたり、各関係機関が持つ課題の改善を行うために有効な法規制の変更および細則の追加を検討する。本プロジェクト終了後も、TOD 計画を策定する際に TOD 調整委員会を設立することを成果 2 で制度化することも見据えた検討内容とする。ただし、現状の法規制を無理に変更することは想定しておらず、日本や他国の法規制の事例を学びながらパナマで TOD を推進するにあたって最適な方法を模索する。

活動 3-4：TOD 計画策定/実施促進に際して、関係機関を調整するための持続的な体制を提案する

- 本プロジェクトでの TOD 調整委員会の活動を通じて得た教訓を集約し、メトロ公社が関係機関間の調整をより効率的に行うための体制を提言する。

（2）本邦研修

- 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

- 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	日本における TOD の知見を共有し、プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 2 回

対象者	実施期間および該当する関係機関
参加者数	約 12 名/回
研修日数	約 15 日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 受注者は、活動 1-4,1-5 の通り、実施機関および関係機関への OJT という形で環境社会配慮に係る調査および環境手続き（SEA 等）を実施する。
- JICA 側要件（環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月））およびパナマ国側要件（行政令第 4 号（2017 年 2 月 1 日））を適応する。
- 環境社会配慮にかかる情報は、詳細計画策定調査報告書の第 6 章および英文公開資料を確認する。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- パナマ市及びアライハン市の社会的弱者の視点に立った協力になるように留意する。具体的には、各活動にあたって、貧困層、子供、女性、高齢者、障がい者等のニーズを取り入れることに実施機関とともに取り組む。必要に応じて、現地 NGO 等のリソースの活用も検討する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制をとる。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。

第 5 条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	日本語 西語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (年 1 回以上の 頻度)	日本語	電子データ	

業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3部ずつ
		西語	CD-ROM	1部ずつ

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 対象2駅のTOD計画
- (2) TOD計画策定ハンドブック
- (3) TOD計画をパーシャルプランに盛り込むプロセスを規定したアクションプラン
- (4) SEAに関する資料
- (5) TOD調整委員への報告資料
- (6) セミナーおよび研修資料

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	交通調査	TOD プランの検討に必要なとなる Nuevo Chorrillo 駅及び Vista Alegre 駅周辺の交通調査	数日	定額計上
2	現地情報収集	ローカル人材による実施（若手を想定）	6.0 人月	定額計上
3	現地の都市計画制度の観点からのインプット	都市計画学有識者（成果1について）	1.5 人月	定額計上
4	現地の法制度の観点からインプット	法務家（成果2について）	1.5 人月	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等に

ついて理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名 (パナマ)

国名： パナマ共和国 (パナマ)

案件名： メトロ3号線沿線 TOD 計画策定能力強化プロジェクト

Project for Capacity Strengthening on Planning of Transit Oriented Development along the Metro Line 3

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における都市開発・都市交通セクターの現状と課題

パナマ首都圏では急速な人口増加及び都市域の拡大が起きている。地方部と都市部の極端な社会経済格差による向都離村が首都圏の人口増加に拍車をかけ、パナマ首都圏は国の総人口440万人（UN、2022年）の半数相当である約193万人（世界銀行、2022年）を有している。首都圏中心部の地価が高騰することにより、居住地域が辺縁部に拡大し、首都圏中心部と辺縁部との間で、朝夕のピーク時間帯を中心に深刻な交通渋滞が発生している。パナマ首都圏には、中心部と首都圏北部を結ぶメトロ1号線、中心部と首都圏東部を結ぶメトロ2号線が開通しているが、駅前開発および他の公共交通機能との連携が十分に出来ていない。また、メトロ以外の唯一の公共交通であるパナマ首都圏公共バス（メトロバス）は、パナマ市内のみにバスサービスを提供しており、パナマ市外では複数の小規模民間バス事業者が様々な形式でサービスを提供している。そのため、パナマ市外において都市交通システムが整備されておらず、自家用車の移動増加による深刻な交通混雑を引き起こしている。このような状況下、公共交通機関および関係組織間での効率的な連携強化による公共交通指向型開発（以下、「TOD」という。）の促進が、交通渋滞の緩和及び自家用車利用増加に伴う環境問題の悪化を防ぐための喫緊の課題となっている。

パナマ首都圏西部地域には約52万人が居住しており、急速な人口増加がみられ、2040年には100万人に達すると予測されている。本事業の主要対象地域である西パナマ県のアライハン市では、住宅開発が進められているものの、ファミリー層を対象とする戸建ての住宅地（低層かつ低人口密度）開発が広がっており、自家用車の使用を促進させている。多くの西部地域住民は通勤、行政・商業サービスを利用するためにパナマ運河を超えてパナマ市に向かうが、西部地域とパナマ市は2つの道路橋（アメリカ橋、センテナリオ橋）でのみ接続されているため、交通渋滞が大きな課題となっており、都市交通システムの整備および土地利用の改善が求められている。

このようなパナマ首都圏の課題に対し、JICAは円借款「パナマ首都圏都市交通3号線整備事業」を通じ、首都圏西部地域とパナマ市中心部をつなぐモノレール方式の都市交通システムであるメトロ3号線の整備を進めることで、西部地域へのアクセスの大幅な改善及び首都圏の交通機能の改善を支援している。同事業は西部地域の都市開発の軸となり、同地域における新たな経済活動の誘因が期待される。一方、西部地域のインフラ・住宅開発が着々と進められている中、メトロ3号線の連結性を念頭に置いた沿線開発は現状行われていない。そのため、同事業の裨益効果拡大及び西部地域の持続的な経済発展を目的とし、整備予定駅周辺の開発計画や交通結節点の整備を実施する必要がある。

(2) パナマに対する我が国及び JICA の協力方針と本事業の位置づけ

我が国の対パナマ共和国国別開発協力方針（2018 年）では、重点分野として「環境に配慮した経済基盤整備」を定めており、同国の持続可能な経済成長を支えるための経済基盤整備及び都市交通機能の改善に資する支援を行うこととしている。本事業は、パナマでの TOD の推進を目指すものであり、都市地域開発分野グローバルアジェンダ「都市マネジメント・まちづくり」クラスターの開発手法及び SDGs ゴール 11「住み続けられるまちづくり」と合致している。

JICA は先述の「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」の他、「パナマ首都圏都市交通 3 号線事業公共交通指向型開発にかかる情報収集・確認調査」を 2021 年度に実施し、メトロ 3 号線沿線の社会経済状況にかかる情報収集及び TOD 実施に係る都市開発関連法、TOD 実施対象となりうるモデル駅の選定等を行った。

本事業は、パナマ政府が日本国政府に対して、同調査結果を基に TOD 計画策定および実施に向けた能力強化を要請したことを受けて実施する。

(3) 他の援助機関の対応

中米経済統合銀行（Central American Bank for Economic Integration、以下「CABEI」という。）と韓国政府は Korea-CABEI Partnership Single Donor Trust Fund を活用した「西パナマ県における公共交通システムの統合化プロジェクト」において、アライハン市およびチョレラ市の公共交通システムの再構築に向けた技術支援を行なう予定である。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、パナマメトロ公社及び住宅都市整備省の TOD 計画策定能力の向上や TOD 計画にかかる法的位置づけの明確化、および関係機関の調整メカニズムを形成することにより、TOD プロジェクト推進にかかる上記両組織の能力・体制の強化を図り、もってメトロ 3 号線沿線における TOD 事業の実施促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト

アライハン市

(3) 本事業の受益者

直接受益者：パナマメトロ公社、住宅都市整備省

最終裨益者：パナマ首都圏の住民、通勤・通学者

(4) 事業実施期間

2023 年 10 月～2027 年 9 月（計 48 ヶ月）を予定

(5) 事業実施体制

相手国実施機関：パナマメトロ公社、住宅都市整備省

関係機関：公共事業省、アライハン市、運輸・陸上交通庁、環境省、経済財務省、

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業は円借款「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」と連携した協力である。本事業を通じて策定された TOD 計画が実施される際には、交通渋滞の緩和及び環境改善に加え、対象駅周辺での交通機能や歩行者の安全向上、商業施設の充実、活性化など、都市における生活の質の改善が期待できる。

2) 他援助機関等の援助活動

CABEI と韓国政府による「西パナマ県における公共交通システムの統合化プロジェクト」との連携が考えられる。同プロジェクトはメトロ3号線沿線におけるフィーダー交通の将来構想を示す予定である。そのため、両者間で齟齬の無い且つ相乗効果が高まる都市・交通計画を策定することが期待できる。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：B

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③環境許認可：パナマ国行政令 Decreto Ejecutivo N°123 (2009年8月14日)で同国の環境影響評価制度、及び行政令 Decreto Ejecutivo N°4 (2017年2月1日)で戦略的環境アセスメントの実施プロセスを規定。各規定に基づく環境許認可の要否は本事業で確認。

④汚染対策：大気、水質、廃棄物、騒音・振動等に影響を及ぼす計画の策定が想定されるが、通常の緩和策により対応可能と考えられる。本事業にて詳細を確認する。

⑤自然環境面：事業地周辺は開発が進んでおり、保護区等の重要な生息地からも離れているため影響は想定されないが、詳細は本事業にて確認する。

⑥社会環境面：計画により用地取得や非自発的住民移転の可能性が想定されるが、詳細は本事業にて確認する。

⑦その他・モニタリング：本事業で確認。なお、本事業のモデル駅のパイロットスタディ⁶において行うTOD計画策定は実施段階で環境や社会への望ましくない影響のある可能性を持つことから、同パイロットスタディのTOD計画策定の実施に際しては戦略的環境アセスメントを適用する。

2) 横断的事項：

本事業を通じて公共交通志向型開発の推進を行うことにより、将来的に自家用車から公共交通機関へのモーダルシフトが促進され、ひいてはGHG排出量削減につながるものであり、気候変動対策緩和（副次的目的）に貢献する可能性がある。

3) ジェンダー分類：【対象外】GI

<分類理由> 案件の性質上ジェンダーの視点に立った取り組みを含めることが難しい案件。

4) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

メトロ3号線沿線におけるTOD計画が実現に向けて進捗する。

指標 1. プロジェクトで策定されたTOD計画が特別地区計画（パーシャルプラン）に反映されている。

⁶ 本事業における「パイロットスタディ」とは、関係機関の調整、TOD計画に求められる情報収集・分析、TOD計画の策定、などのTOD推進に必要な活動を意味する。

2. プロジェクトで策定された TOD 計画が部分的に実施されている。

(2) プロジェクト目標：

TOD プロジェクト推進（計画・調整・実施）のための能力・体制が強化される。

指標 1. モデル駅の TOD 計画が住宅都市整備省に提出される。

2. TOD 計画の法的位置づけが明確化される。

3. TOD 調整員会を軸として TOD 計画を策定する体制が、住宅都市整備省およびパナマメトロ公社に承認される。

(3) 成果：

1. モデル駅のパイロットスタディを通じ、TOD 計画策定能力が向上する。

2. TOD 計画の法的位置づけや計画の策定、承認に向けて必要なプロセスや提出物が明確になる。

3. TOD 実施促進を目的とした関係機関の調整メカニズムが形成される。

(4) 活動：

1-1 モデル駅における TOD 計画策定のための既存情報を整理する。

1-2 TOD 促進の障害要因を整理する。

1-3 モデル駅周辺地域の地籍情報を収集する。

1-4 パナマにおける環境管理や環境影響評価の制度や要件を整理する。

1-5 TOD 計画に求められるパナマ側が求める環境手続き（SEA 等）を実施する。

1-6 土地利用、ゾーニング、施設建設等にかかる法制の情報整理を行なう。

1-7 特別地区計画（パーシャルプラン）に基づき、モデル駅周辺の土地開発ポテンシャルおよび土地利用管理にかかる各種数値（容積率等）を分析する。

1-8 モデル駅のアクセス道路・歩道整備の需要を分析し、必要な幅員構成を検討・確定する。

1-9 モデル駅周辺地域の公共施設整備のための概算費用（用地補償費、工事費等）を算出する。

1-10 上記を踏まえ、TOD 計画を策定する。

1-11 TOD 計画策定にかかるハンドブックを作成する。

2-1 都市計画法制度上における TOD 計画の解釈事例を確認する。

2-2 TOD 計画をパーシャルプラン等に位置付けるために必要なプロセスや方法を検討する。

2-3 必要なプロセス、必要書類や具備すべき計画コンテンツを規定し、他事例にも適用可能となる制度案を策定する。

2-4 上記 2-3 の結果を、他事例にも適用可能な制度として公式化する/提案する。

2-5 パーシャルプラン改訂版に TOD 計画を反映するためのアクションプランを策定する。

2-6 その他 TOD 計画の実施に向けて、必要な施策または実施手法について検討する。

3-1 TOD 計画策定/実施促進に向けて、関係機関による TOD 調整委員会を設置する。

- 3-2 TOD 計画策定/実施促進にあたっての各関係機関の役割および課題を整理する。
- 3-3 各関係機関の業務円滑化に有効な法規制の変更や細則の追加を検討する。
- 3-4 TOD 計画策定/実施促進に際して、関係機関を調整するための持続的な体制を提案する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件 無し
- (2) 外部条件
 - ・ 技術移転を受けた職員の離職や異動が発生しない（大人数の離職や異動）。
 - ・ ステークホルダー及び／又は利害関係者との間での相互理解が維持される（極端な意見衝突が生じない）。
 - ・ 実施中及び／又は計画中の都市開発プロジェクトと重複しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

バングラデシュ国「ダッカ市都市交通戦略計画改定プロジェクト」（評価年度 2020 年）案件別事後評価（内部評価）評価結果票の教訓では、「ダッカ都市交通戦略計画（STP）」の改定を事業期間内に完了し、事業終了後には、内閣から承認され、計画の事業実施段階まで進んだ。一方で、改定された計画のいくつかの事業に関して、担当機関が行う活動が具体的に記載されていなかった結果、事業実施の遅れにつながった。よって、計画された事業の実施を確実なものにするためには、関係機関に事業の実施責任を割り振るだけでなく、各機関が、必要な資源の調達と事業の実施を具体的に計画できるよう、実行すべき活動を具体的に示すべき、との教訓が得られた。本事業では関係機関間での連携が重要になるため、上記教訓を踏まえ、TOD 計画の策定において、関係機関と現実的な役割分担を検討し、関係機関の実施責任および活動内容を具体的に示すことを本事業の協力枠組みに反映させる。そのため、本事業では TOD 調整委員会を設立し、各組織の役割を明確化させる予定である。

7. 評価結果

本事業はパナマの計画、開発ニーズ、日本の援助政策と合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。また、TOD 計画の推進を通じて、公共交通に基礎を置いた都市開発に資するものであり、SDGs ゴール 11「住み続けられるまちづくり」に貢献すると考えられることから、本事業を実施する必要性は高い。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。具体的には、中米経済統合銀行（Central American Bank for Economic Integration、CABEI）と韓国政府は Korea-CABEI Partnership Single Donor Trust Fund を活用した「パナマ・オエステ州における公共交通システムの統合化プロジェクト」において、アライハン市およびチョレラ市の公共交通システムの再構築に向けた技術支援を行なう予定である（現在、韓国コンサルタント調達中）。本プロジェクトの TOD 計画策定過程において、同プロジェクトによる公共交通にかかるデータや分析情報、更には公共交通にかかる将来構想などを有効活用することが可能である。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題が

ある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で利用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：公共交通指向型開発に係る計画策定および実施に向けた調整能力向上に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

・業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：パナマ国及び中南米地域
- ② 語学能力：英語（スペイン語が出来ると望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年3月～2028年2月

（2）業務量目途

1）業務量の目途

約 48.50 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月2.50を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2）渡航回数を目途 全42回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。また、以下調査の一部または全部を、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案してください。なお、これら調査の再委託または調査補助員にかかる経費と調査にかかる直接経費については定額計上とします。

- 交通調査
- 現地情報収集
- 現地の都市計画制度の観点からのインプット
- 現地の法制度の観点からインプット

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- パナマ国首都圏公共交通指向型開発計画実施プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- 環境社会配慮収集資料
- 討議議事録 (R/D)
- メトロ2号線パーシャルプラン

2) 公開資料

- パナマ国 首都圏都市交通3号線事業公共交通指向型開発(TOD)にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート概要版 (2022年2月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047623.html>
- パナマ国 首都圏都市交通3号線事業公共交通指向型開発(TOD)にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート (2022年2月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047622.html>
- パナマ国 首都圏都市交通(3号線)整備事業準備調査ファイナルレポート (2014年9月)
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_618_12176129.html
- ODA 見える化サイト「パナマ首都圏都市交通3号線整備事業(第一期)」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/PA-P2-1/index.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有 (メトロ公社の一部のオフィス)
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	有
6	Wi-Fi	有

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (2023年10月版) (以下同じ) を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

257,833,000円(税抜)

なお、定額計上分38,399,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	第三国研修にかかる経費	第2章 第3条 2 (7)	4,500,000円	会場借上費、資料印刷等の雑費、参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）	一般業務費 ③セミナー等 実施関連費
2	第三国研修にかかる経費	第2章 第3条 2 (7)	1,500,000円	受注者の旅費・交通費	一般業務費 ⑤旅費・交通費
3	現地セミナー開催費	第2章 第3条 2 (7)	2,000,000円	会場借上費、資料印刷等の雑費、セミナー発表者の出張費	一般業務費 ③セミナー等 実施関連費
4	本邦研修（2回分）にかかる経費	第2章 第4条 2 (2)	11,999,000円	受入期間の業務人月（2.5人月の報酬）、研修実施費	国内業務費 報酬

5	交通調査	第2章第6条	5,900,000円	TODプランの検討に必要な対象駅周辺の交通調査	再委託費
6	現地情報収集	第2章第6条	6,400,000円	ローカル人材(若手を想定)	再委託費
7	現地の都市計画制度の観点からのインプット	第2章第6条	2,550,000円	都市計画学有識者(成果1について)	再委託費
8	現地の法制度の観点からインプット	第2章第6条	2,550,000円	法務家(成果2について)	再委託費
9	資料等翻訳費		1,000,000円	報告書作成費に含まれない資料、文書等の翻訳	一般業務費 ⑦資料等翻訳費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒メキシコシティ⇒パナマシティ

東京⇒アムステルダム⇒パナマシティ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別紙

プロポーザル評価配点表

評価項目		配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力		(10)	
(1) 類似業務の経験		(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等		(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)		3	
イ) ワークライフバランス認定		1	
2. 業務の実施方針等		(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法		55	
(2) 要員計画/作業計画等		15	
3. 業務従事予定者の経験・能力		(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価		(20)	
		業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①	1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
	ア) 類似業務等の経験	10	4
	イ) 業務主任者としての経験	4	2
	ウ) 語学力	4	1
	エ) その他学位、資格等	2	1
②	2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
	ア) 類似業務等の経験	—	4
	イ) 業務主任者等としての経験	—	2
	ウ) 語学力	—	1
	エ) その他学位、資格等	—	1
③	3) 業務管理体制	(—)	(4)